



## 独立行政法人 福祉医療機構 —経営安定化資金のご案内—

◇医業経営・福利厚生部◇

独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団）の医療貸付事業では、政府・与党によって打ち出された「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、急激な物価高騰の影響により一時的に資金不足が生じている医療関連施設に対して、融資条件の優遇措置を講じ、また、医療関連施設における建設資金の融資について弾力的な取扱いを行うこととなりましたので、お知らせいたします。

融資の取扱いにつきましては、下記のとおりとなっておりますが、詳細につきましては、ホームページをご覧ください。直接福祉医療機構までお問い合わせください。

### 1. 物価高騰に伴う経営安定化資金の取扱いについて

#### (1) 貸付対象および資金用途

物価高騰により経営に必要な資金が一時的に不足している病院、診療所および介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要な運転資金を融資いたします。

#### (2) 融資の条件

融 資 額：病院、介護老人保健施設は1億円以内、診療所は4,000万円以内

（ただし、担保価額の範囲内の額）

貸付金利：1.7%（平成20年10月21日現在）

融資期間：7年以内（うち据置期間1年以内）

担 保：必要に応じて提供していただきます。

保 証 人：法人代表者を含め2名以上（個人の診療所は1名以上）

（ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可）

そ の 他：当機構で行う経営診断を受けていただきます。

※貸付金利については、最優遇金利（財政投融资資金借入金利と同率）を適用いたします。

#### (3) 審査および適用期間

本融資については、個別案件の状況により融資できないケースもあります。

なお、適用期間は、原則平成22年3月末までとします。

### 2. 建設費高騰への対応について

#### (1) 標準建設費の弾力化

融資額を算出する際に用いる標準建設費については、昨今の建設費の動向を勘案し個別案件の状況に応じて弾力的に対応いたします。

なお、既に当機構に融資申請しているもの（受理済案件）についても同様に対応いたします。

#### (2) 貸付内定済案件についての融資額の見直し

既に貸付内定済となっている案件についても、個別案件の状況に応じて、貸付予定額を見直し増額して契約することを検討いたします。

なお、この措置は当然のことながら償還計画が成り立つことが前提でありますので、為念申し添えます。

お問合せ先 独立行政法人 福祉医療機構 医療貸付部医療審査課

TEL (03) 3438-9937 (直通) / FAX (03) 3438-0659

機構ホームページアドレス <http://www.wam.go.jp/wam>